

農地管理の責務と罰則等

I 所有農地の管理責任

■ 農地法第2条の2

田んぼや畑は、所有者であるあなた様に管理する責任があります。

II 所有農地の放置に伴う罰則等

■ 農地法第66条

【市町村】

管理責任を負わず遊休農地を放置した場合に受ける措置命令に違反すると、最大30万円の罰金に処せられます。

■ 道路法第43条

【道路管理者】

管理責任を負わず遊休農地を放置した場合で、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為に該当し違反とみなされる可能性があります。

刑事罰として、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科されます。

■ 道路交通法第82条

【警察】

管理責任を負わず遊休農地を放置した場合で、沿道の土地に設置されている工作物等が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると判断され、措置命令を受ける可能性があります。

これに違反すると、刑事罰として、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が科されます。

■ 民法第717条

【被害者】

管理責任を負わず遊休農地を放置した場合で、竹木の栽植又は支持瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その占有者（所有者）は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負います。